

# 第1回定例会会議録

令和4年 3月 8日（火）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（五味高明君） 日程に従い、これより一般通告質問を続行します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
173	7	尾 関 充 紗	まちづくりの計画と町有財産（主に旧庁舎跡地）の具体的活用方針について
			子育て応援ヘルパー派遣事業と一時保育について
191	8	黒 岩 旭	通学路の点検・改善について
198	9	森 泉 謙 夫	外国人が住みやすい町づくりについて
			福祉的観点から見た町の道路について
			新型コロナへの感染者の現状と対策について
215	10	小井土 哲 雄	新年度の町単独道路整備事業について

通告7番、尾関充紗議員の質問を許可します。

尾関充紗議員。

（1番 尾関充紗君 登壇）

○1番（尾関充紗君） おはようございます。通告番号7番、議席番号1番、尾関充紗です。

御代田町は、今日も平穏に一日がスタートしました。ただ、いつもと違うことは、役場入口にはウクライナの国旗が掲揚されております。私たちが、こうして平穏に

暮らしている間にも、恐怖におびえている方がいるのだと思います。私もロシアがウクライナに対して起こした戦争に強く反対し、被害に遭われた全ての方々へ思いを寄せたいと思います。

さて、本日は、まちづくりの計画と町有財産、主に旧庁舎跡地の具体的活用方針について、2、子育て応援ヘルパー派遣事業と一時保育についての2件を質問したいと思います。

では、1件目、まちづくりの計画と町有財産（主に旧庁舎跡地）の具体的活用方針についてに入らせていただきます。

平成27年度、新クリーンセンター整備事業等に関連し、また、事前修正等もあわせて、御代田町都市計画マスタープランが変更されております。その後、7年の時が経過する中で、第5次長期振興計画の策定、庁舎移転、人口の増加、町長の交代等、まちづくりに関わる様々な情勢が変化してきております。

そのような状況下で、町として次期プラン変更の目途をいつ頃と見据えているのか、また、現時点で次期プランにどのような変更をお考えか、お聞かせください。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

現在の御代田町都市計画マスタープランは平成27年6月に策定しておりまして、10年間、平成37年、令和7年を計画期間としております。

現在、都市計画マスタープランの高度化版として、立地適正化計画の策定に着手しております。令和4年度中に策定が完了いたします。

また、東原西軽井沢線の整備に合わせて、町内の都市計画道路を整備可能な計画に変更するため、都市計画道路の見直し方針案を作成し、令和4年度から令和5年度までの2か年をかけて、都市計画道路の変更及び用途地域の変更のを実施いたします。

したがって、現在の御代田町都市計画マスタープランの変更は、立地適正化計画及び都市計画道路の変更、用途地域の変更と、整合を図った上で令和6年度以降に変更する予定でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 御代田町都市計画マスタープランとは、御代田町で都市計画を推進していくための具体的なまちづくりの目標を定め、方向性を追いつけていく重要なプランです。まちづくりに関する様々な計画があると思いますが、それらと整合性をとって、今後も適正な見直しを進めていただきたいと思います。

次に、立地適正化計画についてですが、今しがた取り上げた御代田町都市計画マスタープランの高度化版となるものであります。

御代田町では、今ご答弁いただいた中にもありましたが、令和3年度、4年度の2年間を立地適正化計画策定の業務委託期間とし、計画の策定業務が進められています。これらの進捗状況と計画の公表目途について、また、素案の公表や説明会、パブリックコメントの実施予定の有無、その時期についてもお聞かせください。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

御代田町立地適正化計画の策定につきましては、令和3年8月に着手いたしました。令和3年度は、御代田町の都市計画の現状と課題を洗い出し、立地適正化計画を策定するための根拠となる基礎資料を作成するため、都市計画に知見があるアドバイザー4名を委嘱し、これまでに4回のアドバイザー会議を開催し、意見を頂きながら検討してまいりました。

3月下旬に、今年度最後のアドバイザー会議の開催を予定しております。そこで基礎資料の作成が終了する予定でございます。令和4年度は、この基礎資料を基に、関係各課、関係機関、外部団体の代表者などからも意見を頂きまして、御代田町立地適正化計画の策定が終了となる予定でございます。パブリックコメント等も、その間に行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） すいません、今、ご答弁いただいた中で、パブリックコメント等の実施予定の時期について、ちょっと分かりづらかったので、もう一度お聞かせいただけると、お願いします。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 来年度の何月というのは、まだ定まってはおりませんが、先ほどのいろんな会議とか意見を頂きながら、説明会のほうも準備しながら、年度中には仕上げていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 立地適正化計画とは、医療、福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通により住民がこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えで進めていくことが重要という考えの下、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むため、都市再生特別措置法に基づき創設された制度です。

また、コンパクトなまちづくり、つまりコンパクトシティ形成に向けた取組は、まちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要があります。

令和2年12月議会、荻原謙一議員の一般質問において、企画財政課長より第3次の都市再生整備総合交付金事業の着手をするために、立地適正化計画と都市再生整備計画の策定を予定しているとの答弁があり、さらに、令和3年3月議会一般質問においては、都市計画道路東原西軽井沢線の整備は最優先課題として捉えているが、国の制度に合致した事業がなく、見合わせをしていた。早期着手に向けた補助事業を検討する中で、立地適正化計画を作成した上で、都市再生整備計画事業などを活用したほうが国の補助率を有利に得られる制度となっているため、立地適正化計画を作成することにしたとの答弁がありました。

ここで、町としての立地適正化計画の策定目的について確認させていただきます。

当町は、この制度の趣旨に基づき、コンパクトシティの形成を目指す上で、この立地適正化計画の策定業務を進めているのでしょうか。今後のまちづくり、つまりインフラ整備や開発等の具体的な方針は、この立地適正化計画に基づいて実施させると理解してよろしいのでしょうか、お願いいたします。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

尾関議員のおっしゃるとおりでございます。この立地適正化計画策定に当たりま

しては、令和5年度の都市再生整備計画事業、ここに東原西軽井沢線、こういったところを当てていく予定でもあります。その中で、都市計画道路の見直し策定、それと立地適正化計画、そういったものは全部関連してくるものでございますので、こういったことが全て整合を図れた中で、令和5年度の事業着手に向けて、今進めているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） そのとおりであるならば、先ほど質問させていただきましたが、立地適正化計画の素案の段階での説明会や計画に盛り込まれる事業について、住民が意見を述べる機会を設けることは必要不可欠であると考えます。現在の御代田町は、様々な要因はあるものの、社会増となっており、人気のある町とっていい状況です。そして、御代田町に移住された方多くは、この町の自然環境の豊かさに惹かれ、移住を決めておられます。

御代田町は、北に浅間山、南に平尾、森泉山、そして東西を湯川が横断しています。この町の豊かな自然、多様な生態系の根源は、こうした特徴的な環境によるものです。この議場からも美しい浅間山を眺めることができますが、この環境のよさから、今でも十分自然はあると思われる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、私が申し上げたいのは、今私たちの目の前にある木々や草花、小川、動物、昆虫といった、目の前にある自然環境に向けた話を、子どもたちが自分の足で行ける範囲内にある自然の話をさせていただいております。

今、私たちの目の前にある御代田町の町並みは、先人の皆様と、そして現在まちづくりを進めてくださっている皆様がつくり上げてきた御代田町の個性です。個性は、様々な色を受け入れることで魅力も増すことと思いますが、一度塗った色は簡単には落とせませんし、安易に塗り重ねてしまえば、やり直しは簡単にはいきません。したがって、このまちづくりは、とても慎重に進めるべきであると考えます。

御代田町は、「御代田町立地適正化計画策定業務委託」に係る業務内容説明書にて、「究極的に住みやすい街」を目指す。」とうたっていますが、町民が暮らしやすい町にするため、インフラ整備や宅地開発を進めることも重要ではあります。

一方で、現在、多くの移住者を惹きつけている御代田町の今ある良さを生かすためには、宅地開発のみが必ずしもよしとされないというような多様なニーズがあることを理解していただきたく思います。

その上で、町有地の中でも町民の注目、関心度も高い旧庁舎跡地の利用について、各種計画に基づいた活用を計画しているものと思いますが、まず旧庁舎跡地と称される土地の筆数、所有者、面積はどの程度あるのかお聞かせください。

○議長（五味高明君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えします。

旧庁舎跡地というところでございますが、まず、筆数については10筆です。それから合計した面積は1万4,803.14m<sup>2</sup>です。それから所有者については、全て御代田町となっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） ただいまご答弁いただきました旧庁舎跡地は、都市計画マスタープラン等における町の市街地ゾーンに位置する、町の発展に極めて重要なエリアの一つにある場所に立地しています。公有財産の管理上、町として具体的活用について検討は、なされているのでしょうか。また、旧庁舎跡地の利用を検討する上で、まず第1に、職員駐車場及び県防災行政無線設備の移転が前提となると思いますが、移転撤去等について、これまでの経過や今後の見通しをお聞かせください。

○議長（五味高明君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えします。

旧庁舎跡地の現状については、旧庁舎跡地の周辺で民間企業が開発をしていきたいという話があり、地権者の皆さんと話をしているという情報がございます。また、町に対しては、この地域全体を宅地分譲したいという話はありませんが、具体的な内容まで突っ込んだ話はございません。このため町として具体的な検討には入っていません。

なお、旧庁舎周辺は、都市計画の用途地域に定められております。用途地域は、良好な住居環境を保護する地域や商業や工業の利便を増進する地域を定めることにより、秩序ある土地利用で良好な都市環境の形成や発展を図ろうとするものです。

旧庁舎周辺は、用途地域区分が第1種住居地域に指定されています。この地域の目指すべき土地利用は、3,000m<sup>2</sup>を超える大規模な店舗や事務所、ホテルな

どの建築を制限して住環境を保護する地域として定められております。一般論になりますが、100区画の宅地分譲がされた場合、1世帯4人として、人口で400人、世帯数で100世帯が増加することになります。このことによりまして、町の税込としては、宅地と家屋に係る固定資産税が増えることになります。また、購入者が転入した方であれば、個人町民税が増加します。加えて、使用料として、上水道、下水道の使用料収入も増えてきます。

100区画の分譲によりまして人口が増加した場合は、地方交付税を算定する基礎数値が人口ベースとなりますので、交付税額についても増加、または横ばいが推測されます。

近年の御代田町の人口動態について、令和元年から3年までの年齢別の転入・転出の社会動態を分析すると、0歳から10歳と、30代と40代の転入者が倍増しています。子育て世代の転入の伸びが顕著であります。御代田町が住みたい町としての人気を維持し、さらに魅力を高めて選ばれる町として発展していくには、人口の増加というのは不可欠な要因でございます。今後、また計画されてくる事業が、町の発展、人口の増加、そういったことに寄与する事業であり、法律、条例等を遵守し、町の諸条件を満たす事業であり、それから、都市計画の用途に定められた土地利用に即したものであれば、適正な対応をしていきたいと考えております。

最後、繰り返しになりますが、その跡地での具体的な提案は現在のところされていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） ご答弁いただいた中に、旧庁舎跡地一帯が第1種住居地域であるというご説明がありましたが、この旧庁舎跡地一帯が第1種住居地域に指定されているというのは、いわゆるルールと言えらると思います。御代田町が敷いている条例、規程、要綱というのは、いわゆるルールだと解釈しております。このルールがあることにより、むやみな開発がされないように守られており、私が先ほど申し上げたような個性も、ある程度守られております。

そして、これらのルールは行政が自らつくったものであり、であるからこそ率先して遵守しなければならないものです。ただ、町民の声をしっかりと聞いた結果、必要があるならば、ルールを曲げるのではなく、合意を得た上でルールを変える必

要があるかもしれません。誰のための何を目的としたまちづくりなのか、町民のため、未来のため、ほかにも様々な目的があると思います。

先ほど、御代田町の魅力を増すためには人口の増加が不可欠だと、そういう答弁がありました。全ての町民にとって、満足のいくまちづくりというのは非常に難しいことです。それでも、より多くの現在、そして将来の町民に喜ばれるまちづくりを進めるには、町民の声を聞くことが何よりも重要です。本当に御代田町の人口、御代田町の魅力を増すためには、人口の増加が不可欠なのかというところも、もう一度考え直していただけると幸いです。

周辺土地利用を踏まえた旧庁舎跡地の利用については、議会議決案件ではないとしても、議会、そして町民の皆様にもお伝えしていくべきと考えます。町民が今、町行政から何を聞き、何を知り、何を伝えたいのかを把握することが議会の役割でもある一方で、業績としての責務でもあります。ただし、役場にとっても適切な説明のできるタイミングというのは、必ずしも議会や町民にとっても適切なタイミングだとは言えない場合もあることをご理解いただきたいです。そして、これは旧庁舎跡地の利用に限った話ではないことをご理解ください。町が進めるあらゆる事業において、議会、また町民の皆様に向け、できるだけ分かりやすく伝えるという気持ちを持ち、その都度、できる限りの説明を真摯にさせていただくべきと考えます。

では、2件目の質問に入らせていただきたいと思います。

○議長（五味高明君） 内堀副町長。

（副町長 内堀豊彦君 登壇）

○副町長（内堀豊彦君） 今のご質問の中で、御代田町の土地利用というのは、どういうふうになっているのかについて、1回ご説明をしておきたいと思います。

御代田町の土地利用は、基本的に国土利用法に基づきます土地利用計画というものを作成してあります。これ、今第2次までということで、この土地利用計画を策定して、これが、要するに御代田町全体の中の大きな土地利用の原点になっているというものであります。ですから、御代田町を地域ごとに分けまして、すいません、今日、ちょっと資料を持ってきていませんので、ただ土地利用の本がありますので、また後でご一読いただきたいと思いますけれども。

その中で、土地利用の中で、やはりこういう開発をすべきところ、ここは農地を



守るべきところ、ここは森林を守るべきところ、こういうような内容で、それぞれの地域分けをしてあります。これは県のヒアリング等も受けまして、県とも合意ができていているというものであります。

つまり、御代田町の町としての開発と、それから民間の開発の誘導、これをこの土地利用計画の中で示しているということでもあります。

それから、御代田町の中に、先ほどご質問の中にもございましたけれども、いわゆる都市計画法に基づく都市計画、そのいわゆる佐久都市計画ということで、御代田町、佐久市、それから旧臼田町、この3つで佐久都市計画というものができておりまして、その中の一つといたしまして、御代田町のところで都市計画、この中には主にですね、主にですけれども、大きく分けまして、御代田町、旧御代田町の地域、これ、はみ出しているところもありますけれども、用途地域ということで緑色に塗ってある住宅等をという場所、それから、準工業地域、青く塗ってあります工場をという場所、それから、赤く塗ってあります近隣商業地域ということで商業をすべき場所ということで、それぞれの用途が決められている地域がございます。

それから、その地域を、ある面において、はみ出した地域のところで、都市計画の白地ということで用途地域になっていないところがあります。北側のほうで言いますと、イメージ的には、大浅間ゴルフ場がありますけれども、あれの中間ぐらいまでのところが都市計画の白地の地域ということになっております。これは、だから都市計画法がそこのところに適用されますので、都市計画税というのが当然かかってきます。こちらのほう、南側のほうは、これにつきましては、草越とか広戸へ行くところに滝沢という沢がありますけれども、あの辺りまでのところが都市計画になっております。

それから、そのほかに農業振興地域ということで、よく農振計画、農振計画って言っていますけれども、この農振計画があります。これについては、特に、旧伍賀地域におきましては、圃場整備等もされておきまして、農業をすべきところであるということで決定されておきまして、ここの地域は、都市計画の、いわゆる区域には入っておりません。

そのほかに、都市計画の本当の、本当といいますか、旧御代田地区の中には、ほとんどですから農振地域はなくて、今度は旧小沼地区のところには、農業振興地域整備計画という計画が入っておりまして、いわゆる農振、農振と言っている地域が

あります。農振の場合は1筆ごとに定めてありますので、どこの土地が農業振興地域に入っているのかということでもあります。

こういう計画の下に、この町全体が成り立っているということで、町の中で住宅を建てて、工業をし、そして、商業を行う地域ということが位置づけられ、その周辺のところでは、農業をする地域ということで位置づけられておる部分がありますし、トータルでは、土地利用計画の中で、それが出来上がっているということで、この町には一応そういう計画があるということです。

それから、実際の今度は開発というときになって、環境保全条例という条例がございましてけれども、この環境保全条例と申しますのは、既に、約ですけれども、ちょっと正確な数字、ここに持ってきておりませんけれども、30年ぐらいたっております。この環境保全条例って何でできたのかということなんですけれども、この環境保全条例というのは、実はいわゆるバブルと言われた時期、それからリゾートと言われた時期、この町は、そのリゾート法によりまして、当時、住友不動産と御代田町が共同して、1,000mから1,300m、それから今の苗畑、「HIRAMATSU」が建っていますけれども、あそこをイギリス村というようなことにして開発をしていきたい、また、時代もそういう時代でしたので、そういう形で成り立っているというものであります。それにつきましては、もう既に崩壊をしているということで、今はありませんと言って過言ではないと思います。

そういうことの中で、当時、西軽井沢ですね、今のマンションが建っている辺りのところに40階建てのリゾートマンションを建てるという計画が当時ありました。それと、いわゆるミニ開発、例えば、今御代田町、平均的にですけれども、300m<sup>2</sup>の区画でやってくれと。都市計画の用途地域内では250、それから白地では270、ちょっと数字に間違いがあつてはいけないんですけれども、約そのくらいでやっているということなんですけれども、例えば200m<sup>2</sup>とかという開発を、当時行った場所があります。それで、宅地開発やったんですけれども、自動車が自分のうちに入れられないと、道路に入っているというようなことで非常に大きな問題が出まして、そのミニ開発も困るねということ。そのような中で、いわゆる環境保全条例という条例をつくりまして、1,000m<sup>2</sup>の宅地開発とか区画形質の変更等を行う場合は、必ず届出をしてもらって、それでいい場合は不勧告という通知を出します。

という中で、御代田町は、軽井沢町はいろいろな規制、確かにたくさんありますけれども、この周辺では、例えば佐久市、小諸市と比較いたしまして、御代田町の規制は、かなり厳しい規制を行っております。その中でも、例えば緑地を3%とってくださいよとか、環境保全条例の中のそれを実行していくために、いわゆる開発指導要綱というものがあまして、その開発指導要綱の中には、例えば、高さについても20m、それから5階建てというようなものがございます。ただ、町長が認めるものについては例外はございますけれども、主にそれでやってきているということで、かなり町の開発につきましては、そういう規制をかけて、きちんとした開発を業者の皆さんに行っているということでもあります。

ですから、我々としましては、他の市や町と比較いたしまして、かなり、ある意味においては厳しい規制をかけて、よいまちづくり、きれいなまちづくりをしていきたいということで行っております。ですから、業者の皆さんからは、環境保全条例は廃止してくれよとか、そんなような話もございますけれども、今のところそれをする計画も予定もございません。

ということで、総体的に、この町の中が、それなりにきれいな開発がされているというのは、その条例があるということでもあります。

先ほどのお話の中で、町民の皆さんのご意向や考え方、あります。それから人口が増えることに賛成の方もいれば、多分、減ることは賛成はないと思うんですけども、増えることには、もしかしたら賛成じゃない方もおられます。ただ、先ほど企財課長のほうからご説明申し上げましたけども、人口が増えるということについては、非常に大きないろいろなメリットがあることも事実です。

例えば、今、非常に過疎のほうで困っているのは、下水道、水道を整備しました。だけれども人口が減りました、使用料が減りました、町の一般会計からお金を入れなければなりません、非常に大変な思いをして、もしかしたら自治体の存続さえも難しくなるような、そんなようなところも出てくるのも、これも事実です。これから特に、そういうふうになると思います。

そういうことの中で、我々といたしましても、その条例、法律等に基づいて、適正にこの町の土地利用をしていきたいというふうに考えておりますので、議員におかれましても、その辺りのところをよく勉強をされた中において、またいろいろお考えいただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 都市計画に沿って進めているということで、ご答弁いただいたと思うんですが、その結果、今現実には住宅がものすごく増えていて、それ自体は、御代田町にとっては、御代田町行政にとっては、いいことなのだと理解しています。ですが、それと同時に、やはり木や草花が消えていってしまっているという現状も、一部の町民の方が危惧しているというのは理解していただければと思います。

それでは、2件目の質問に入らせていただきたいと思います。

昨年12月議会一般質問において、池田るみ議員の質問に対し、町民課長より、子育て応援ヘルパー派遣事業につきましては、1歳までの乳児を養育する者に対して、家事または育児の軽減負担をする目的で平成30年から開始した事業で、現在、2名の方が利用されているとのご答弁がありました。

令和3年度の利用実績が2名にとどまっていることについて、どのように事業効果を分析されておりますでしょうか、お願いいたします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） お答えいたします。

昨年度2名というお答えをさせていただきましたが、現在の利用はゼロでございます。ですので、制度が周知をされているのかどうかについては、また議論の余地はあるかと思いますが、現状は、やむを得ないのかなと、そんな認識でおるところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 現在、利用者が0名ということで、かなり少ないというか、ないのが現状のようですが、子育て応援ヘルパーを初めとした町育児支援制度について、現在どのような方法、頻度で周知をしているのか教えてください。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、お答えいたします。

育児支援のサービスの周知につきましては、まず、第1段階としまして、保健福

祉課において、母子手帳をお渡しする際に、町の子育てに関する情報が掲載された子育てガイドブックを一緒にお渡しして内容について説明しております。

また、町のホームページには、常時、掲載をしております。

この子育てガイドブックには、お子様のいる転入者にも、町民課の窓口でお渡しをしております。他にも、児童館、保育園、エコールなどで受け取ることができます。

さらに、周知ということをごさいますけども、今後、保健福祉課で実施しております各種健診、また必要に応じてお知らせをしましたり、SNS等を通じて周知していこうと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 母子手帳をお渡しする際などに資料を渡しているとのことでした。

一方で、出産を控えている方や産後間もない方にとっては、出産はもとより、子育ての準備や必要な手続について、いずれも日常生活と並行して進めなければならず、初めての経験に多くの戸惑いを感じている方が多いと思います。

子育てが始まるという人生の大きな変化に、不安や緊張、喜びや戸惑いといった気持ちの面でも変化が著しい時期であります。産前産後のご家庭にとって、町からの情報や必要な手続について、落ち着いてそれらを把握、確認し、準備していくという時間的、精神的余裕がない方もいらっしゃるということを、ぜひご想像していただければと思います。

実際に私がお話しさせていただいた、町内で出産をされた保護者の方の声として、「子育て応援ヘルパー派遣事業」という制度を知らない、もしくは、よく分からないという声が多くありました。情報は相手に伝わってこそ意義があります。必要な情報を一方的に発信するだけでは不十分です。子育てヘルパー等のこれらのサービスは、サービスの仕組みを構築するだけではなく、実際にそのサービスを求めている方の耳に届き、理解していただき、サービスの利用についてご検討いただくというプロセスを経ていくことが重要です。

そのため、一度だけではなく、機会があるたびに、例えば定期健診のたびに、紙による資料のみならず口頭で育児の支援サービスについてご説明いただいたり、町の公式ユーチューブチャンネルで育児支援のサービスを取りまとめた動画を配信す

るなど、SNSやICTを活用した周知を取り入れることも必要であると考えますが、そういった新たな周知方法を取り入れることについて、改めて検討されているかお聞きいたします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） お答えいたします。

今後、そういったニーズが必要であるならば、十分検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 各種住民サービスを、町民の皆様に分かりやすく、丁寧に、複数の媒体、手法で周知することは、まさに行政の大切な役割です。年々、行政の情報発信に求めるニーズは高まり、これまでのように広報に掲載したから周知している、資料を渡しているから説明ができていたとは必ずしも言えない状況になっていると思っております。

ただ、こうした状況により、担当する職員の方にとっても周知に要する業務量が増えているものと推察いたします。近頃の役場の人材流出や慢性的な人員不足については、私も大変心配をしているところでございますが、対象とする方に必要な情報が伝わるようお届けすることは、決して後回しにすべきでない重要な業務であると思っております。

例えば、先ほど申し上げたようなユーチューブでの行政サービスを周知していただければ、受け手となる町民は、ご自身の好きな時間に、例えば家事などをしながら耳を傾けるだけで情報を得ることができるようになります。情報を受け取りやすい、調べやすい、町民が知る機会に恵まれた周知が、ニーズがあればということではなく、先回りして取り組んでいただければと思います。

そして、先ほどと同様の12月議会一般質問の答弁において、子育て応援ヘルパーの産前利用に関わる質問に対し、産前については、今あるサービスをうまく活用しながら、保健福祉課と連携し、サービス提供ができるように考えていきたいというご答弁がありました。産前の1か月というのは身重で何をするにも大変な時期です。この時期に子育て応援ヘルパーを利用したい方、また、今後、子育て応援ヘルパーを利用する上で、産後の慌ただしい中で初めて利用するのではなく、産前か

らご担当いただくヘルパーさんとコミュニケーションをとり、顔見知りになっておきたいというニーズをお持ちの方もいらっしゃいます。

こうしたニーズにこたえるべく、子育て応援ヘルパーの利用可能期間を、可能時期を見直すべきと考えます。4月以降、子育て応援ヘルパー派遣事業について、今年度と、今までと比較して、どのような点を変更し、進めていくご予定があるのか、お考えがあればお示してください。

○議長（五味高明君） 発言の途中ですが、尾関議員に申し上げます。

発言残時間の表示が4分ほど停止していた時間がありますので、現在表示している時間よりも4分多いことを、ご注意くださいと思います。

柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、子育て応援ヘルパーの派遣事業に関することについてお答えいたします。

町では、妊娠期から子育て期に切れ目のない支援の一つとして、保健福祉課において、妊娠届時に、保健師、助産師が面接を行っております。妊娠中期には状況把握を行っておるところでございます。また、妊娠中のサービスについては、健康管理に関する業務、相談業務というのを行っているところでございます。

先ほど議員おっしゃられましたとおり、昨年12月の定例会におきまして、池田議員からの同様の質問に対しまして、今あるサービスをうまく活用しながら、保健福祉課と連携し、サービス提供ができるようにしたいと考えていますと答弁した経過がございます。基本的な考えは、現在も変わっておりません。

一方で、住民のニーズが多様化し、サービスを必要とする人がいることも事実です。しかしながら、この子育て応援ヘルパー派遣事業の利用、さほど多くないと先ほど申し上げましたが、そのような状況から、当面の間は現状のままと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 私なりに子育て応援ヘルパー派遣事業と一時保育の事業目的等を、いま一度整理いたしました。

まず、子育て応援ヘルパー派遣事業についてですが、町のホームページによりま

すと、乳児、つまり1歳未満のお子さんを養育する保護者の方にヘルパーを派遣することで、家事、または育児を支援しますとあります。

一方、一時保育では、利用できる場合としては、保護者の労働などの理由で、おおむね週3日を限度として断続的に家庭保育が困難となる場合、2として、保護者の傷病等の理由で緊急、または一時的に家庭保育が困難となる場合、3として、保育者の育児疲れ解消などのため一時的に保育が必要となる場合の3つのケースが記載されておりました。

子育て応援ヘルパーを利用する保護者が、家事育児支援の直接的な人手、手助けを必要としている方をその対象としているのに対し、一時保育は、保護者の就労、就学、病気、事故、育児疲れ解消などから一時的に保育園でお子さんを預かっていたきたいという方を対象としている点で、その事業目的や制度に若干違いがございます。

子育て応援ヘルパーの対象年齢の延長について、昨年12月一般質問にて、1歳になると保育園で一時保育が利用できるという観点から、1歳未満のお子さんを持つご家庭の対象に、この制度を導入した経過があるのご答弁をされておりました。

それは、つまり子育て応援ヘルパーの対象年齢を1歳未満から1歳以上の未就園児に拡充する必要性については、1歳以上児からは一時保育が利用できるため拡充の必要はないという趣旨であったと認識しております。

確かに、子育て支援、保育者の時間的余裕の確保という点においては、関連する施策だと思いますが、二つの事業を年齢的に対象外となってしまうご家庭にする受け皿として位置づけるのは、少々違和感を覚えています。

この点については、子育てヘルパー派遣事業と一時保育のそれぞれ異なる事業目的によるものであることを踏まえ、より一層効果的な事業となるよう見直す必要があるのではないかと感じております。

その上で確認させていただきますが、一時保育は子育て応援ヘルパー派遣事業の受け皿としての補完機能も有しているというお考えでよろしいのでしょうか。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） お答えいたします。

一時保育事業につきましては、先ほど議員がおっしゃられた趣旨のとおりである



かと思えます。

また一方、子育て応援ヘルパー事業につきましては、それまでの乳幼児等の状況を踏まえた上で、平成30年につくられたと記憶しておりますので、そういった要望等もあって、制度がつくられたというふうに認識をしております。

ですので、一時保育事業がヘルパー派遣事業の補完事業かと言われると、つくられた時期、タイミング、サービスの提供時期、そういうものを考えますと、そういうものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 補完事業ではないという、補完機能を有してはいないということ承知いたしました。

一時保育の実情として、保護者の希望日程が通らないことが多々存在しています。例えば、制度的には、本来1か月当たり12日程度預けられるとなっているところを、実情としては、1か月に1日しか預けられなかった、また園側の都合で、1週間前や、急な時には、当日に預かりをキャンセルされたというケースがあったと、保護者の方よりお聞きしております。

さらに、コロナ禍では仕方がないことと言ってしまうと、それまでなのかもしれませんが、まん延防止等重点措置の期間は、一時保育は全く使えなくなってしまっており、それに対する代替策もなく、保護者が通院しなくてはならなかったりと、どうしても子どもを預けたいときにすら預けられなかったようです。

こういったケースについて、町では把握しておられますでしょうか。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） お答えいたします。

一時保育の様々な事情によりまして、実際問題、当日、やむを得ずお断りをするケースというのは出てきております。したがって、そういった方がいらっしゃるということは認識しているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 希望する日程が通らない、園側の都合でキャンセルとなるなど、

こうしたケースが確認される状況において、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、一時保育は子育て応援ヘルパー派遣事業の受け皿としての補完機能は有していないですし、そのとおり子育て応援ヘルパーの代わりにはならないと考えております。

これらの問題点を解決するため、一時保育に対応できる職員を増やすことや、子育てヘルパーの対象年齢を延長することなど、子育て支援に関わる施策を見直す必要があると考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、子育て応援ヘルパーにつきましては、しばらくの間は当面と考えております。

また、一時保育事業につきましては、最大限、保育士等の確保に努めながら、保護者の利用に関しては、受入れのほうは対応していきたいと思いますが、一方で大変厳しい現状もあるということもご認識していただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 申し訳ありません。大変厳しい現状というのは具体的にどういったことで難しいのか、ちょっと教えていただけると嬉しいです。お願いいたします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） お答えいたします。

現実的には、保育士が集まらない現状があります。

それは、本当に、ようやく担当していただく一時保育を担当する職員がいることでありますけども、やはりどうしても保育所の事情によりまして、どうしても担当ができない、また他の保育士もそれに回せない、そういった実際の保育現場としての厳しい現状があるということでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○1番（尾関充紗君） 保育士が足りないということでしたが、実際、町民課で保育士を募るような、そういった事業というか取組をしていることは認識しております。

私も、今後、保育士を募るような呼びかけを一緒にしていけたらと思っております。引き続き、子育て支援については、保護者の目線に立ち、またそれ以外の事業についても、当事者目線に立ち、事業の見直しを続けていただき、また、あらゆる事業において、真摯に伝えるということをしていただければと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（五味高明君） 以上で、通告7番、尾関充紗議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩とします。開始時間はブザーにてお知らせします。

（午前10時57分）

（休 憩）

（午前11時08分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告8番、黒岩 旭議員の質問を許可します。

黒岩 旭議員。

（4番 黒岩 旭君 登壇）

○4番（黒岩 旭君） 通告番号8番、議席番号4番、黒岩 旭です。

今回は1件、通学路の点検、改善について質問いたします。

昨年6月の千葉県八街市における児童の交通事故を踏まえ、全県で小学校の通学路緊急点検が実施され、危険な通学路は、ハード面、ソフト面含め2,240か所の危険箇所が抽出されました。

御代田町からは10件の報告と聞いております。その状況から、令和3年第3回定例会にて、通学路の安全対策について一般質問を行い、町内の通学路の点検結果として、PTA、保護者、学校などから危険箇所として改善を要望されている箇所は、ハード面とソフト面あわせて104件あると答弁いただきました。

その後、全国から通学路緊急点検結果は国へ報告され、政府は、昨年12月24日に通学路の安全点検で、約7万2,000か所に上る危険箇所を確認したと発表しました。岸田首相は、子どもの命を守るべく政府一丸で取り組むと述べられ、関係機関へ早期対応を指示されました。

政府は、2022年度予算案に、歩道の整備、ガードレールの設置、車両の進入

を防止するポールの設置などを主とした対策に、事業費の55%を補助する対策費として516億円を計上し、2023年度末までに対策完了を目指すと発表しました。これにより、全国で通学路の整備が進むものと考えております。

御代田町は、補助対象事業が1件とのことですが、これを機に、通学路での児童生徒の安全・安心を守るため、施政方針に沿って、危険な通学路の改善を推進していただきたいと考えております。

最初に、道路改良などのハード面において、特に改善が必要と判断した17か所について、既の実施した内容及び今後の計画をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） それでは、道路改良などのハード面において、特に改善が必要と思われる17か所についての実施内容及び進捗状況についてお答えいたします。

まず1か所目の塩野区の集落内の道路です。現在、集落内の道路にグリーンベルトが設置されていますが、道幅が狭いことや抜け道となっていることから、危険箇所となっています。

この場所は、住宅密集地であり、歩道の整備や道路の拡幅は難しい状況がありますので、グリーンベルトが薄くなったり傷んだりした場合は引き直しをしたいと考えています。

続いて、2か所目の町営住宅桜ヶ丘団地周辺道路です。こちらは、団地内の道路を使って、国道へ抜ける車が見受けられます。団地周辺の道路は道幅が狭く、かりん道路に抜ける道は直線的になっているため車のスピードが出やすいことから危険箇所となっています。こちらについては、グリーンベルトや通学路の看板は設置済みですので、道路わきの雑草が生い茂り、グリーンベルトや道路にかかるようであれば、伐採や草刈りなどで対応し、グリーンベルトが薄くなったり傷んだりしている場合は引き直しをしたいと考えています。

続いて、3か所目の三ツ谷区の集落内の道路と井田医院付近の交差点です。集落内の道路は道幅が狭く、国道付近の道路への抜け道となっています。井田医院に面している交差点は、自転車と自動車の接触事故が発生したこともあることから危険箇所となっています。交差点には、既に一時停止線の引き直しや、左折時に車の巻き込みが生じないように車止めを設置しました。

続いて、4か所目の馬瀬口地区の八ヶ倉地区集落内の道路です。この道路は、北小学校の通学路となっているため、馬瀬口地区の児童が多く利用しています。道幅が狭く、三ツ谷区方面に向かう抜け道にもなっていることから、危険箇所となっています。

こちらについては、教員住宅前の道路わきのアスファルト部分に破損が見られたため、早急に修繕し、対応いたしました。また、道路の拡幅についても、計画的に進めていきたいと考えております。

続いて5か所目の栄町区の「やまいし」前から、シチズン通りに抜ける道路です。この道路は、役場方面からシチズン通りに向かう際の抜け道となっているため、交通量がとても多く、道幅も狭いことから危険箇所となっています。現在、一時停止線や看板などを設置し、ドライバーに注意喚起をしている状況です。

また、道路の拡幅については、今後計画的に着手していく予定です。

続いて、6か所目の向原区のマルニ工業付近から草越区に向かう坂道です。この道路は、下り坂と上り坂が連続する箇所です。カーブにもなっています。

また、歩道側のカーブ箇所には、ガードレールが設置されていますが、直線部分にガードレールがないことから、危険箇所となっています。こちらについては、不定期ではありますが、登下校時に佐久警察署で巡回してもらい、自動車の速度抑制をはかることとしております。

続いて、7か所目の向原区のセブンイレブン御代田草越店付近の道路です。この道路は、県道とその一本北側の町道を結ぶ側道で、一時停止をせずに県道に合流する車が多く見受けられることや、登下校時のセブンイレブンへの車の出入りが多いことから、危険箇所となっています。

こちらについては、セブンイレブン横の側道から県道に出る部分に一時停止線を引きました。

また、6か所目に合わせて、佐久警察署に巡回してもらい、セブンイレブンからの急な飛び出しを抑制していきたいと考えています。

続いて8か所目の向原区の楓ヶ丘交差点です。こちらは、交通量の多い道路の交差点であることから危険箇所となっています。交差点に向かう下り線に、ドライバーに徐行を意識してもらえよう車線を狭く見せ、速度を抑制する効果が期待できるドットラインと呼ばれる破線を引きます。既に県に要望し、来年度、県で実施

する予定です。

続いて、9か所目の児玉区の児玉東交差点です。こちらは、交通量の多い道路の交差点であり、児童生徒が交差点で停止する際に、車道の近くに立ってしまい、停止する場所が分かる表示がないことから危険箇所となっています。こちらについては、交差点の歩道部分に車が侵入しないよう車止めは設置してありますが、道路のすぐそばに停止しないよう注意喚起していきます。

また、歩車分離式に改良済みであるため、横断などについては、学校の交通安全教室で安全啓発していきます。

続いて、10か所目の柴町西軽井沢区の町道七口線です。この道路は、西軽井沢区の中でも多くの児童生徒が通行する道路です。直線的な道路でスピードが出やすくなっていることから危険箇所となっています。こちらについては、今年度、道路拡幅や歩道設置といった道路改良を行いました。

続いて、11か所目の三ツ谷区の国道18号三ツ谷東交差点です。ここは登下校時に信号無視をする車が見られることから危険箇所となっています。この交差点は交通量が非常に多いため、歩車分離式にすると交通が滞ってしまうとの回答が佐久警察署と国土交通省長野国道事務所からありました。また、改良等の要望があれば、現地を調査した上で検討したいという回答をいただいています。

続いて、12か所目の平和台区の渡辺寝具店付近の道路です。ここは、大通りから渡辺寝具店に入る道路が狭いにもかかわらず、交通量が多いことから、危険箇所となっています。この場所にミラーの設置も検討しましたが、ミラーを過信したドライバーが歩行者を見落とす可能性があります。渡辺寝具店わきの道路から大通りに出るときに、少し前に出て安全確認することで道幅も広く道路も斜めになっていることから歩行者を確認しやすくなります。このため、ドライバーに安全確認のマナー等の啓発をしていきたいと考えています。

続いて、13か所目の平和台区の町道上小田井雪窓線です。こちらは歩道は整備されている状況ではありますが、信号のない横断歩道に加え、スピードを出している車が見受けられることから危険箇所となっています。こちらについては、ガードレールの設置は困難であるため、必ず横断歩道で道路を横断することや、歩道を横一列で歩かないこと、左右の安全確認等をするを児童生徒へ徹底させていきたいと思えます。

続いて、14か所目の荒町区の旧中山道との交差点です。この交差点は信号機のない横断歩道で、道幅も狭く、スピードを出している車が多く見受けられることから危険箇所となっています。交差点には、注意喚起のカラー舗装をしていますが、安全対策のための車止めなどの設置が可能か検討してまいります。

続いて、15か所目の向原区の広戸御代田停車場線との分岐点付近です。ここは、道路の外側に沢が流れており、子どもが付近で遊んでいたことがあることから危険箇所となっています。こちらについては、沢が道路の外側にあり、道路管理者が対策できないため、沢に入らないよう学校やPTAで注意喚起と安全指導をしていきます。

続いて、16か所目の広戸区の町道広戸御代田停車場線沿いの側道です。こちらは、この道路に面している土手が以前の台風で崩れてしまい、対策はしてあるものの再度崩れてしまう心配があることから危険箇所となっています。こちらについては、のり面の崩落防止の対策をしましたが、今後、崩落する危険もあるので、のり面には近づかないよう学校やPTAで注意喚起と交通安全指導をしていきます。

最後に、17か所目の栄町区の西軽井沢ガード下付近です。この道路は、交通量が多く信号機がないため横断が難しい場面があることから、危険箇所となっています。こちらについては、今年度、ドットラインなどの路面標示で対応しました。標識も設置いたしました。

以上が危険箇所としている17か所の実施内容及び進捗状況です。

なお、来年度以降、3億円の町単独道路整備事業を実施していく中で、通学路の整備についても重要施策と位置づけ、できる場所から順次計画的に実施していく予定です。

以上です。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○4番（黒岩 旭君） 町内には、ただいま答弁いただいたほかにも通学路に歩道が整備されていない危険な道路が複数あります。令和4年度の道路整備事業において、歩道整備を含む事業を優先すべきと考えていますが、町はどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

通学路におきます町道の安全対策といたしましては、これまでも対策を実施してきたところでございますが、現在、補助事業での実施中の七口線歩道整備や御代田中央記念病院の北側の道路、谷地沢大塚線の歩道整備を着実に進めております。この2か所以外でも、雀ヶ谷交差点から北へ、浅間サンラインの塩野交差点までに至る三ツ谷清万線において、近年、沿線の宅地化が進みまして、児童生徒等の数と、通行する車の量、双方が増加しているという箇所ございまして、グリーンベルトは設置されておりますが、歩道は整備されてございません。そのため、町では、現在整備中のその2路線に加えて、この三ツ谷清万線の歩道整備につきましても、来年度以降、実施する町単独予算、3億円規模の道路整備事業の箇所として計画調査、設計から着手してまいるという予定でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○4番（黒岩 旭君） 歩道の整備にて通学路の安全性を各段に向上させることができますので、この計画を着実に進めていただきたいと思います。

次の質問です。ソフト面においては、日頃から交通指導を繰り返し行っているという交通安全指導の実施内容と今後の取組について、お聞かせください。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） それでは、学校で実施している交通安全指導の内容と今後の取組についてお答えいたします。

交通安全指導については、各学校の年間計画に位置づけ、実施しています。小中学校では、毎年5月頃に春の交通安全教室、毎年10月頃に秋の交通安全教室を実施しています。交通安全教室では、実際に道路に出て、安全な歩行や横断の仕方、自転車の安全な乗り方などの基本的なルールを学びます。

歩行時の指導のポイントは、歩行時は右側一列歩行で白線からはみ出さない、歩道の中でも一列で歩くよう指導をしています。信号機のない横断歩道では、手を挙げ、左右の安全を確認し、素早く渡り、渡り終わったらドライバーに挨拶するよう指導しています。信号機のある横断歩道についても、同様の指導をしています。

自転車乗車時の指導のポイントは、ハンドルの高さやサドルの高さ、ブレーキの



利き具合、タイヤの空気圧などしっかりと整備がされた自転車に乗るよう指導をしています。また、ヘルメットを必ず着用することや、安全な横断、夜間や雨の日は自転車に乗らないなどの指導もしています。

このほかにも、見守り隊による毎朝の交通安全指導、PTAによる街頭指導など年間を通して実施しています。

今後も、児童生徒の交通安全に対する意識の向上を図るため、継続して安全指導を実施してまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○4番（黒岩 旭君） 実施された交通安全指導の記録は、どのように管理されているのか、また、ホームページなどで町民へ公表する考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） お答えいたします。

安全指導の記録については、各学校で管理をしております。現時点で、町民への公表は行っておりませんが、保護者宛ての交通安全教室の開催通知や各学校のホームページ上で開催内容をお知らせしております。

以上です。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○4番（黒岩 旭君） 今後の安全指導には、危険予知トレーニングなども取り入れ、さらなる指導内容の充実に期待します。

次の質問です。御代田町は、平成26年3月に通学路交通安全プログラムが策定され、8年が経過しています。通学路交通安全プログラムとは、通学路安全確保のためにPDCAサイクルを繰り返し実施し、通学路の安全性向上を図るというものです。

対策の実施後、効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善を一連のサイクルとして繰り返し実施することになっておりますが、どのように効果の把握を行い、どのように対策の改善に展開しているのかお聞かせください。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） お答えいたします。

教育委員会では、通学路の交通安全の確保に向けた推進体制を整備することを目的に御代田町通学路交通安全プログラムを作成しました。このプログラムを基に国土交通省佐久建設事務所、佐久警察署、町、学校、教育委員会などの関係機関と連携を図り、定期的に通学路における危険箇所の合同点検を実施しています。合同点検での結果を踏まえ、危険箇所への対策を講じ、対策後の事故件数、保護者やPTAからの危険箇所への問い合わせ、安全性が向上したかなどについて、学校、保護者、PTA、町民から聞き取り調査を行い、効果の検証をしています。

検証結果を踏まえ、緊急性の高い箇所については改善を講じ、緊急性が低い箇所については段階を踏み、建設水道課で計画している道路改良等にあわせて、通学路の改善充実に努めているところです。

危険箇所について、対策前と対策後を比較し、安全性が向上したかを検証し、必要に応じて改善を講じて、より安全で安心な通学路となるよう努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○4番（黒岩 旭君） ただいまの答弁で、一連のサイクルとして実施されていることが分かり安心できました。今後も定期的に通学路安全推進会議を行い、児童生徒の安全・安心を守るため、御代田町通学路交通安全プログラムを積極的に推進し、迅速に効果的な対策に展開していただくことを期待し、私の一般質問を終わりにします。

○議長（五味高明君） 以上で、通告8番、黒岩 旭議員の通告の全てを終了します。

この際、昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時33分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告9番、森泉謙夫議員の質問を許可します。

森泉謙夫議員。

（3番 森泉謙夫君 登壇）

○3番（森泉謙夫君） 通告番号9番、議席番号3番の森泉謙夫です。

ロシアによるウクライナ侵攻情勢においては、一昨日、アメリカが同盟国と協調し、ロシアからの原油の輸入禁止を検討していることが明らかとなり、昨日は、WTIの原油価格相場、一時、1バレル当たり130ドルを超え、東京市場も13年半ぶりの高値水準となりました。日経平均株価も一時950円以上の下げ幅となり、原油価格の高騰によって、国内企業の業績圧迫への懸念から警戒感は一段と強まってまいりました。

コロナ禍に加え、ウクライナ情勢など、時代の悪化は町内企業の影響も大きくなることを想定しなければならず、全く気の抜けない状況となっておりますが、一刻も早いコロナ収束とウクライナ情勢の鎮静化を願うばかりであります。

これより、私からの一般質問の本題に入りたいと思います。

件名1、外国人が住みやすいまちづくりについてになります。

まず初めに、在留外国人の把握と予想についての質問となります。

政府による外国人労働者の受入れ拡大の動きが話題となっておりますが、国内では2010年以降、65万人だったが外国人労働者が、10年で175万人、約2.7倍に増えております。長野県の人口が205万人ですので、数年後には長野県の人口と同じぐらいの外国人が国内で生活することが予想されます。

御代田町でも、外国人の方を見かけることがあります。町内に住む外国人の人口や出身国別の外国人人口は、現状把握はできておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） 私からは、外国人の現状についてお答えしたいと思います。

2月1日現在の外国人数は、男が102名、女性が265名、合計367人となっております。昨年2月1日現在と比較して7名減少しております。国籍別で見ますと、タイ人が164名で最も多く、次いでブラジル人が41名、ベトナム人の36名となっております。

令和2年度、3年度については、新型コロナウイルスの影響で海外からの入国も制限されたことから、農業実習生などの入国がほとんどなく、令和2年2月1日現在と比較しても、40人減少しております。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 今後は、さらに多くの外国人が住民となることも予想される中、町においては、外国人の増加に対し、例えば、3年後、5年後、10年後というように予測や計画は行われておりますでしょうか、お答えください。

○議長（五味高明君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 外国人人口の増加予測といったことでお答えいたします。

先ほど町民課長からあったとおり、外国人の数については減少しております。こうした状況が続いていることと、新型コロナウイルスの影響で入国が制限されたこともあり、3年後、5年後、10年後といった期間の中で外国人の人口予測、こういったことが立てにくいのが現状でございます。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 私は、予測や計画は重要だと考えております。ごみステーションで外国人住民とトラブルになったというお話も聞いております。町民も外国人に慣れている方のほうが少ないと思いますし、日本人の尺度とは異なる文化や習慣を常識とする外国人が増えるということは、今後、想像もしていなかったようなトラブルが起きることも考えられます。

今後、外国人の住民人口が急増した場面などを想定しておくことで、対応の遅れやトラブルを未然に防げるのではないかと、このように考えるわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

現在、町には30か国で367人の外国人の方々が住んでおります。同じ日本人であっても、住んでいる地域が違えば文化が異なるように、これだけ多くの国々の方々が住んでいるということは、様々な考えや文化、習慣があるという実態であります。外国人も同じ町民であり、地域住民でもありますので、地域住民の一員として受け入れることでトラブルの未然防止につながると考えております。

外国人の住民人口が増加した場合の対応については、役場内における特定の部署に限らないことと、企画係において、日ごろから課を横断した調整や協議をするこ

とにしておりますので、対応の遅れが生じないように、それから、トラブルが未然に防止できるよう引き続き努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 政府は、特定の産業に対し、人手不足を解消するために、外国人労働者の受入れを拡大していく方針を打ち出しておりますので、減少や横ばいではなく、増加を予測しないわけにはいかないのではないのでしょうか。

また、コロナ発生前から40人ほど減少しているとはいえ、現在、町内には367人の外国人が暮らしております。コロナ前に比べれば、増加の見込みは立てにくいかもしれませんが、計画が難しくても、予測であれば立てられるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 今までの現状で、なかなかこう10年間でも減ってきているような状況がありますので、増加の予測というのは立てづらいわけです。ですので、ちょっとそういった中での計画が立てられるかどうかについては、今後、研究していきたいということですので了解していただきたいと思っております。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 続いて、外国人労働者、外国人住民への配慮についてになります。

私自身が海外へ移住や仕事で行くことになったとしたら、まずは安心や安全を考えるのではないかと思います。県内では、住みやすい町として高い評価を得ている御代田町は、日本への移住先や労働エリアとしても選ばれやすいのではないかと考えます。

外国人にとって、日本で生活する際に大きな壁となるのが、文化や習慣の違いであり、地域社会になじめない要因となっているのではないかと考えるわけであります。仮に日本語が話せたとしても、地域住民とのコミュニケーションがうまくとれないこともあるでしょう。となると、外国人が地域社会に溶け込めるよう受け入れる側が支援を行っていくことが必要となるのではないのでしょうか。国境を越えて御代田町を選んでいただけるということは、一町民といたしましても誇りに思えるわけですのでございます。住みやすい町としての自覚を持ち、行動を起こすことで、さらに

選ばれやすくなる、こう思うわけですが、何か具体的に考えられる企画はございますでしょうか。

○議長（五味高明君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

町に在住する外国人労働者の主な来日目的は、就労でございます。日本における仕事について、様々な学びややりがいなどを求めて来日しており、外国人の就労については、当町の産業活動、それから経済活動を担う貴重な人材となります。働く上で文化や習慣に違いがあるということは、地域社会になじみにくい要因の一つでもあります。日本人と外国人が互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の中で協力しながら生活していかなければなりません。

多様性の中には様々な考えや文化や習慣がありますので、言葉や生活習慣の違いによるコミュニケーション不足から、誤解やトラブルが生じることがあるかもしれません。町としても、子育てや教育福祉関連で、外国人の方々とのコミュニケーションに支障を来した際は、コミュニケーションアシスタントとして通訳を手配し、保育園や学校、福祉関連等における意思疎通に対して支援をしているところであります。

また、長野県の多文化共生相談センターと協力して、今年3月17日に外国人向けの無料相談会を開催する予定ですので、一人でも多くの外国人の皆様が、この御代田町で困り感がなく過ごせるよう、一つ一つ取り組んでまいりたいと、そういったことで考えて対応しています。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 今すぐできることから始めてみませんか。私自身が文化や習慣の違い、ろくに言葉も通じない国へ行ったとして、例えば案内や注意書きが片言でもいいから日本語で表記されていたら、それは言葉以上にとても安心できる材料になると思います。ごみステーションやトイレの注意書き、各種案内表示などに母国語での表記があれば、地域の配慮も感じ、安心感も増して、ほっとしてもらえし、トラブルが減るのではないのでしょうか。

例えば、外国人労働者を多く雇用する企業が御代田町を視察に来た際に、外国人への配慮が進んでいることで、「ここは受け入れる準備ができているね、これなら

うちの外国人も安心して働けるだろう」と、町内への工場や企業の誘致にも一役買ってくれそうな気がしませんか。

このように、トラブル防止なども含め、メリットを先取りした事業は、政府からの指導を待つのではなく、地方が率先して行うべき配慮ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） すいません、今のは私が聞かれていると解釈をしまして、私のほうからお答えを申し上げます。

御代田町には、タイの出身者が多いと、先ほどの統計のとおりでございますけれども、そのほかに農業研修生が来ているときには中国の方もいらっしゃる。また、さっき基調の数字ではベトナムということがありましたけれども、研修生としてはベトナムの方がかなり来られているなという印象を持っております。そういった皆さんが暮らしやすい環境を整えていくことは重要なことだと考えております。

看板などの表示物にそれぞれの言語を加えていくといった辺りは、確かに思いつきやすいし、ある程度、実行しやすい部分でもあるのかなというところは感じます。役場のいろいろな印刷物に外国語表記を加えるといったこと、英語、中国語、そしてベトナム語、タイ語辺りまで広げられると、県内的な話題として面白いという部分もありますし、当然ながらお役に立てる部分もあるのかなと思います。

どんな方策があれば助かるのか、実際にこれまで御代田町で暮らしてきた外国出身の皆さんによくよく聞いてみるのが第一歩ではないかなと思います。役場が結局、これどういうものがあるのかなということを勝手に想像してやるというよりは、やはりそれぞれ経験のある外国の方に聞いてみるというのが一番なんじゃないかなと思います。

例えばですけれども、座談会などを開催した上でニーズを把握するみたいなのところからスタートできるのではないかと考えています。また、そういったことをやりますと、座談会出席してくださった方の中から、外国語の表記をするに当たってのご協力をいただけたらとか、そういった方も見つかるかもしれないという点では、有益なやり方なんじゃないかなと思います。

そういったことで、まずはニーズがどういうところにあるのかということ把握

していくということ、一方では、外国の方に対して、日本語を教えるというような団体も町内にはあります。長いこと活動されている団体がありまして、その皆さん、本当に実践的な、この生活のこの場面ではこういう言葉を使うよというような、いわゆる教科書的なものよりも、もっともっと実践的な日本語を教えるという活動をされていて、たしか3年くらい前に県知事表彰か何かを受けていたという記憶がございます。そういう団体もまた貴重な存在ではないかなと感じているところであります。また、その団体で学んだ皆さんが、逆に自分の、たしか韓国語だったと思うんですけど、自分の母国語を逆に町民に教えるというような教室を始めたところ、そういったケースもございました。

そういったことからすると、いろいろ表示を母国語に近づけるということも考える一つにはなるんですけども、一方で、日本語を覚えていただけること、せっかく日本にいるからには、やはり日本語を覚えていただいたほうがいいですから、そういったことをもう少し支援していくとか、そういったこともあり得るんじゃないかなと思います。ちょっとこれは雑なアイデアで恐縮ですけども、そういった中から外国出身の皆さんが安心して暮らせる町に、よりしていくということが大事なかなと思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 町民の意識改革も進めていくべきだと思います。例えば、広報の「やまゆり」に、出身国別の外国人人口を掲載するだけでも、御代田町には、どの国の方がどのくらい住んでいるのかということに意識を向けてもらえるようになると考えられるでしょう。このような取組も必要となると考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

ただいま町民の意識改革のため、広報「やまゆり」に、出身国別の人口等を載せていったらどうかということではありますが、現在、広報「やまゆり」では、毎月の住民基本台帳人口ですとか世帯員数といったものを掲載をしているところであります。また、同じくホームページのほうでも、そういったことで掲示をさせてもらっ



ている現状があります。

もちろん議員おっしゃる今後の意識改革という第一歩として、ここに出身国別の外国人人口なんかを工夫して掲載できればというようなことで、少し考えさせていただければというふうに思います。

以上であります。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 外国人が増えるということは、今後、外国人の子どもが学校に通うケースも増えることが予想されます。特に、子どもたちには、教育の場において、外国人に対する指導が行われることによって、10年後、20年後、例えば今の10歳の子どもたちが20歳や30歳になったときに、外国人に対する配慮が自然に行われる環境が整うものだと考えますが、教育面からのお考えをお聞かせください。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） それでは、外国籍であったり、日本語が堪能でなかったりする子どもたちへの教育的な配慮という観点からお答えします。

現在、当町には、北小に1人、南小に7人、中学に4人の外国籍の児童生徒が在籍しています。このように、南小を中心に、一定程度の外国籍の子どもたちが在籍していることから、県に要請して日本語教室を開設してもらっています。今、ブラジル国籍の子が3名、タイ国籍が2名、日本国籍ではありますが、タイ語を話す子が1名、韓国籍の子が1名、計7名の子が日本語教室で学んでいます。町としましても、このような子どもたちが学校生活に困らぬように、そして正確なコミュニケーションが図られるように、必要なときに通訳を準備したり、多言語に通じ海外在住経験もある学習支援員を配置したりして環境を整えてきております。

今後、学校教育だけでなく、生涯学習におきましても、外国の方々との交流を通して、異文化に触れ、共生できることを目指して、様々なイベント、講座を計画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 第5次御代田町長期振興計画の第2章にも、「町民誰もが希望と

安心の持てるまちをつくります」とありますように、外国人も御代田町民として、希望と安心を感じながら一緒に御代田町を楽しい町にしていくことができれば、ひよっとしたら、私たちが海外へ行ったときにも、日本語表記の案内が増えて、安心を与えてくれるようなすてきな友達になってくれるのかもしれない。彼らとともに御代田町を楽しむための努力をしていく必要性があるのではないのでしょうか。

以上で、外国人が住みやすいまちづくりについての質問を終わります。

続きまして、件名2の、福祉的な観点から見た町の道路についての質問に移ります。

まず初めに、福祉的観点からの道路整備の詳細についてお聞きしたいと思います。

まずは、保健福祉の観点から考える夢の歩道とはどのようなものか、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

保健福祉的な夢の歩道ということでございます。高齢者の方、障害のある方、小さなお子さんなどが、安全に安心して利用できる歩道ということになるというふうに思います。

少し具体的には、路面は平坦で滑りにくく、勾配に配慮され、車いす等が安心して通れるようバリアフリー整備がされ、壁面などにも不要な突起物等がなく、また歩道と車道が明確に分離され、歩行空間が十分に確保できている歩道ではないかというふうに考えます。高齢の方、障害のある方、小さなお子さんが安全に安心して利用できるということは、言い換えれば全ての皆様が安全に安心して利用できるものでございます。

ただし、これは福祉的な、本当に漠然とした考えだけであって、実際の整備では、もっと多角的な視点が必要であるのではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 昨年11月に開催されました社会福祉大会でも、小園町長より福祉の観点から道路整備を行うという内容のお話がありました。お年寄りが歩行中に転倒してけがをするといった声も聞かれますので、道路の整備や修繕は、とても大

事な事業の一つと考えており、大いに共感できるものでありました。

そこで、小園町長の考える福祉の観点からの道路とは、どのような環境を求め、どのような道路構造を目指しておられるのかをお聞かせください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

私の道路整備に関する基本的な考えは、町民全般の利便性向上も重要ではあるが、防災や福祉の向上にかかわる整備は、特に優先すべきであるという点にあります。

救急車が通れないくらい狭い道路が、特に古い時代に整備された地域には多くあると思います。今年度、昨年ですが、塩野では、狭い道路の拡幅工事をしましたが、やってみてのポイントは、ほんの小さな道路に見えていても地権者は複数に及ぶということが多いですね。実は、ほかの距離の長い道路よりも段取りが大変というケースも少なくない。したがって、段取りをしっかり踏んで整備していくこと、ちゃんと時間をとって整備していくことが大事となります。

また、議会初日から申し上げてきましたけれども、車いすのまま車移動する高齢者ためには、段差ができるだけ少ないほうが良いということもあります。

あえて逆の話をします。ある時、道路の舗装修繕を予定しているところで、たまたま、その面しているお宅で庭先に町民の方が出てきたので、今度、ここの道路、よくなりますよというお話をさせてもらいました。そうしましたら、確かに嫁さんが段差でつまずいたこともあったから、きれいになるのは基本的にいいことだということはいっていただきましたけれども、一方で、道路がきれいになると、通り抜ける車のスピードも出るようになるので、とても心配だよと。その辺も役場のほうで考えてもらいたいよということをおっしゃいました。

道路が便利になるということは、実のところ通行する車のスピードとも関連があると。そう簡単ではない部分もあるなと思います。ある種、福祉や防災のためにやりましたということで、無邪気に、道路を整備すれば皆さんのお役に立てるという面ではないことも、しっかり自覚しておくことが道路管理者として大事ではないかなということを感じているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 確かに道路がきれいになると車が通り抜けるスピードも上がるということになりますので、そちらの対策への一考は必要と思います。

道路を歩行中ということに限った話ではありませんが、お年寄りが転んでけがをすると、治りも遅く、中にはその後、寝たきりとなってしまうケースも耳にすることがあります。52歳の私が、子どもの頃は砂利道が多かったと記憶しております。当時と比べれば、ほとんどが舗装になり、安全性も大幅に向上しております。しかし、設備工事などによって致し方なくできた道路の継ぎはぎは、お年寄りや車いすを初め、体の不自由な歩行者にとっては大きな障害となり、転倒などの原因にもなります。

参考までに、最近では、転んでもけがが少なく済むような柔らかい舗装なども開発されているというお話もお聞きしました。道路を考える際には、転んでけがをした本人の体の痛みだけではなく、それが原因で動けなくなってしまったことへの、本人はもとより、ご家族の心の痛みが少しでも減るような考えを持ちたいものだと思います。

続きまして、未舗装生活路の整備への考えについてになります。

令和3年8月現在、町道の実延長は約224kmで舗装済みは、そのうち197km、未舗装路は全体の約12%、26kmほどとなっております。また、農道については、実延長が約53km、舗装済みは農道全体のわずか10%、5.3kmにとどまっており、残り約90%が未舗装路であります。

御代田町長期振興計画第3項の道路網整備の推進にもありますとおり、幹線道路の拡幅と改良、道路や橋梁の長寿命化、先日、見直し方針が発表となりました都市計画道路の整備等につきましては、迅速に敢行することで利便性の向上がもたらす効果は計り知れないものと考えております。

その中で、高齢者に優しい歩きやすい歩道への一項を加えることができれば、利便性とともにも徒歩で移動される町民の皆さんの安全性も向上すると考えておるところでございます。町道、農道共に、未舗装路においては歩行者にとっては危険が伴うものであります。私は、お年寄りが砂利道を歩いている姿を見ると危ないと感じます。また、押し車を利用している高齢者も見かけます。高齢者にとって歩くことの大切さは、健康維持の面からもとても大切なことではありますが、砂利道では押し車が使えません。道路の整備や改良の多くは、経費的にも車道と歩道の同時施工

が基本であろうと理解はしております。しかし、経費的な観点を福祉に置き換えることができれば、未舗装路に歩道だけを整備することも可能なのではないのでしょうか、このように考えますが、どのように捉えられますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

令和3年8月時点の町道の実延長223.6km、そのうち舗装済延長が197.3km、未舗装延長が26.3kmと、町道全体の12%となっておりますが、この12%の町道のほか、町道の認定していない未舗装道路や農道を含めれば、未舗装の路線、相当数あるものというふうに捉えております。

このような状況の中、生活道路については沿線の宅地化が進み、道路付近も狭小であることから、歩道を設置をしたくても道路用地の確保が難しいケースが多く、ある程度の期間と整備費用を要しないとできません。また、生活に最も密着した未舗装道路である場合は、交通量や地区の要望も踏まえた中で、歩道だけ整備するというよりも全幅舗装の方が実現性はあります。それは、歩ける幅を、例えば50cmから1m程度舗装しても、未舗装部分との境目に陥没や段差ができるとかえって危険が生じやすくなるということでございます。

また、押し車でも安心して通行できます歩道を設置していくためには、まず町道認定されている道路のうち未舗装である約26kmの路線の現状把握をして、未舗装道路の周辺状況や高齢者世帯の数、生活圏等を考慮し、舗装が必要な路線を選定した上で整備決定していきますが、別の観点からは、御代田町内でも別荘的景観を大切にされている居住者の方もいます。必ずしも舗装を望んでいないケースもありますので、舗装するにおいては、地域、地元の皆様のご理解ご協力をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

また、舗装された生活道路や整備済みの歩道においても、高齢者が安心して歩行できる道路の維持といった観点から、日々のパトロールにおいて、路面の凹凸や高低差、沈下、損傷等を発見し、補修などその時々で適切な対応をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 農道にも同じことが言えます。これらの農道に対するお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） お答えいたします。

基本的に、農道は農業の用に供するために設けられた道路で、国土交通省所管の道路法に基づく道路とは違い、農林水産業所管の土地改良法に基づく道路の扱いになります。

土地改良法では、事業の実施に当たり、事業に要する経費は、その地域内の受益者、主には土地所有者に対して、金銭等を賦課徴収することができる規定があります。これにより、土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例を制定し、農道や用水路、畑かんなどの農業用施設を整備、改修する場合は、その受益者から負担金を徴収することになっています。

農道は農道インフラの一つで、町道とはまったく異質な道路になります。本来、農業用振興地域内に住宅を建てることは望ましいことではありません。このために、町の道路利用計画があり、総合的に、そして計画的に進めていきます。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） それでは、ぜひ実現性の高い未舗装路の全幅舗装化を進めていただきたいと思います。

以上で、福祉的な観点から見た町の道路についての質問を終わります。

続きまして、件名3の新型コロナへの感染者の現状と対策についての質問に入ります。

まずは、新型コロナウイルス陽性者となった町内の感染経験者の声をお伝えしたいと思います。

一つ目は、母子家庭の母親が新型コロナウイルスに感染してしまったケースです。陽性者は母親だけにとどまったため、母親だけが隔離施設へ移動となり、子どもたちだけが自宅に残されてしまいました。残された子どもたちはちゃんと食事ができるのでしょうか。

こちらの世帯には、中学生のお子さんがいたため、慣れないながらも食事の支度

ができ、買い物などは親しい友人にお願いできたので何とか助かったとのことでした。しかし、ご本人の経験から、今後は小さな子どもたちだけ家に残されるようなケースを考えると大きな不安を感じざるを得ないのご意見を頂きました。

二つ目、本人と高齢の母親が陽性となったケースです。自宅療養中は外部との接触ができなため、食料が底をつきそうになってしまったということでした。こちらの世帯は移住者であり、区民ではなく、近隣とおつき合いも薄かったため、お近くの方に助けを求めることもできず、とても辛く大変な思いをされたそうです。

このような現状を、町はどこまで把握しているのかをお伺いいたします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えをいたします。

町民の皆様の声を届けていただき、ありがとうございます。しかしながらこのような状況を把握しているかのご質問でございますが、保健福祉課では把握しておりません。

新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に基づく新型インフルエンザ等感染症に位置づけられ、診断をした医師が管轄をする保健所に発生届を提出し、当町の場合であれば、当町に居住する陽性者については、管轄する佐久保健所において状況の把握を行っているため、町では詳細を知ることはできません。

県からは、市町村ごとの陽性者数について、日々情報提供があり、その情報は、町の配信メール、ホームページでお知らせをしています。

また、災害発生時には、避難対策として自宅療養者、濃厚接触者について、県から情報提供をいただく仕組みとなっています。仮に、現在陽性となった方から困り事について保健福祉課にご相談いただいた場合も、県の保健所等、連絡先をお伝える形になっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） コロナ禍も2年を経過しています。陽性者や、そのご家族が食事に困っていることなどを把握することは、町民の健康を守る上で大きな責務ではないかと思っておりますので、これらの把握については、何らかの手がないか、一考をお願い

いできればと思います。

それでは、新型コロナの感染者とその家庭への対応についてお聞きいたします。

一月前の2月7日、私は佐久保健所にコロナ陽性者や濃厚接触者への配食について問い合わせをしたところ、陽性者やご家族の方には、コンビニ配達やネットスーパーで食料を配達してもらって料金は後払いにしてもらってくださいとお願いしていますとの回答を受けました。

また、感染者から保健所に申込みがあった場合のみ、レトルトのおかゆやカップ麺などが配布されるようですが、配布までに4、5日かかるということです。それから、陽性者となった場合、療養中でも手続を行えば配食支援ができることは説明していますとの説明を受けました。

また、県庁側では、「そのようなケース、ありますか」と、2年にも及ぶコロナ禍を経験した県として、驚くべき回答しか頂いておりません。また、質問に対して、県側は、その方のお名前を教えてくださいと繰り返し聞いてきましたが、その感染者の名前を聞いたところで結果が変わる理由がどこにあるのでしょうか。

このような県の対応に対し、町はどのように感じますでしょうか。お聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えをいたします。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部では、基本的対処方針を定めています。自宅・宿泊療養者等への対応については都道府県が行うとしておりまして、当町であれば、管轄する佐久保健所が窓口となり、対応をしているところでございます。

議員も問い合わせたということでございますけれども、私どもも佐久保健所に確認をしました。その中では、具体的には感染された方の症状や持病などのリスクに合わせ、入院治療、宿泊療養、自宅療養等の相談をし、自宅療養となった方にはパルスオキシメーターの貸出しや、食料品の配送の手続等について、きちんと説明をしています。

また、入院治療、宿泊療養、自宅療養の判断に症状や持病の有無等の基準は設けられているものの、家族構成と感染者の状況に応じて必要な治療、療養ができるよう相談、調整していて、一概に基準どおりの対応とはしていないということござ



いました。

また、保健所からは、町に対して感染者や家族について、町に相談等あった場合には、事前に伝えてある保健所の相談窓口を案内してほしいというふうに言われております。

不安や心配な声が届いたということは、感染の急拡大に対応が追いつかず、不十分な部分があったのではないかと考えられますが、引き続きその役割に応じて、県保健所において、個々のケースごとに対応していただくべきであるというふうを考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 食事の用意ができない子どもたちに食料を届けたり、最悪は、家にとり残された児童を一時的に保護する必要性まで感じます。仮に、4、5日後に県からの配食を受け取れたとして、カップ麺にお湯を入れたり、レトルトのおかゆをどうやって食べたらいいのか分からない子どもたちもいるのではないかと考えると、これもまた不安になります。

さらに、深刻なのは、隣近所の人に相談したくても、自分がコロナに感染していることが話せない人のほうが多いのではないかとということです。

このような実例が届けられるということは、国や県によって対応策が実装されているのであれば、それは不十分なものであると考えざるを得ないのではないのでしょうか。今後の感染拡大を踏まえ、県に対し、このような町の実例を基に、実装済みの対応策の見直しや現場対応の改善を県側に強く求めていただきたい。このように考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） こういったご意見を頂いたということは、きちんと県のほうに伝えて、より丁寧な対応に努めていただくよう要望はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 今後は、ウイルスがさらに変異し、第7波、第8波に見舞われる

ことも想定する必要があります。先ほどの答弁にもありましたように、現在、感染者へのケアは長野県が行っており、保健所がコロナの対応に追われていることや、県に移譲すべき町側の立場は十分に理解ができます。しかし、現状をリカバリーしない限り、結果が変わることはありません。私は、陽性者の方々がこのような状態である限り、県から町への要請を待つ必要性を一切感じません。

町として、新型コロナに感染してしまった方や、その家庭への対応を講じることは、一刻も早く対応、対策しなければならないのではないのでしょうか。残念ながらこのような声が上がってしまった現状と、町としての今後の対応についてのお考えを、小園町長にお伺いいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

まず、大前提の話ですが、保健福祉課長からも、るる説明したところではありますけれども、この件に関しては、町が現在やる気を持っているかどうかということの前の問題として、コロナ感染者、これはかなりセンシティブな情報になりますが、こういった情報は県や保健所が握っており、町には原則として、もたらされていないというところがあります。

仮に、町が何か対応しようと、具体的な対応をしようということをした場合に、どういことが起きるかということ、たまたま町に情報が入ってきたときには対応が可能であるけれども、町が情報をキャッチできていなかったとき、その人を救うことはできないという問題も起きてしまいます。気づいたときには対応しますということでは、行政の対応としては一貫性がなく、不公平となってしまいます。

一方で、情報はあくまでセンシティブ情報であり、町としてもなかなか頂くことができないという状況。したがって、実は町として簡単に手出しできる問題ではないということが前提にある問題であるということは、ご理解いただければと思います。

ただし、お困りになるのは、れっきとした御代田町民であります。今後、一貫性、公平性を損なわない原則を守りながら、どういった支援ができるのかということを検討、研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 現在、これらの配食に関する協力を、社会福祉協議会へ打診しておるところでございます。

また、社会福祉協議会で配食が実装となるまでの間、先のような状況を防止するため、町のお弁当配達業者のご協力の下、SNSを使った限定的な配信ではありますが、配食を案内することをスタートさせてございます。

新型コロナウイルスに関わらず、病気や災害も含め、何かをきっかけに、町民が食事に困るようなケースは、今後も十分に考えられます。コロナ禍での教訓に対し、今後における町のセーフティネットへのお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） そうですね、その時、その時ですね、局面に、その局面ごとにそれぞれの役割の中で支援について、また検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 森泉謙夫議員。

○3番（森泉謙夫君） 最後になりますが、昨年秋頃には、新型コロナウイルス感染症がまるで収束してしまったかのように感じ、安心感を抱いてしまった自分自身に強い反省の気持ちを感じるとともに、次の感染拡大に向けた懸念と対策における心構えをしっかりと肝に銘じることをお約束いたしまして、私の質問の全てを終わりといたします。

○議長（五味高明君） 以上で、通告9番、森泉謙夫議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。開始時間はベルにてお知らせします。

（午後 2時25分）

（休 憩）

（午後 2時36分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告10番、小井土哲雄議員の質問を許可します。

小井土哲雄議員。

（11番 小井土哲雄君 登壇）

○ 1 1 番（小井土哲雄君） 通告 1 0 番、議席 1 1 番、小井土哲雄です。

昨日、そして今日と、何人もの議員が一般質問冒頭で、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議をしております。全く同感で、昼食後、役場に戻り、青空にたなびくウクライナ国旗に向かい、ウクライナの人々に早く平穏な日々が訪れますようお祈り申し上げたところでございます。

さて、今回の一般質問ですが、令和 4 年度は目標額 3 億円を町単独整備事業として実施予定であり、大いに期待するところではあるが、その工事内容は、また道路整備とあわせて除雪・排雪の計画についてお聞きいたします。

令和 3 年度は、今議会に最終補正として 1 億 8,800 万円が補正され、最終的には総額 79 億 5,700 万円となり、平成 30 年度末に役場庁舎建設が完了し、5 月竣工となりましたが、当時の決算額は 69 億 4,500 万円です。大型事業後も一般会計は増額となっています。

昨年度、令和 2 年度は、82 億 9,700 万円とさらに増額になっていますが、その要因はコロナ関係で、国からの補助金がどこの自治体でも相当額を占めます。ちなみに、当町におきましてもコロナ関係費として、国、県より 22 億円ほど歳入になっています。

このような状況ではありますが、御代田町においては、町長トップセールスによる、ふるさと納税寄附金が現時点で 4 億 7,000 万円を超える規模となり、大きなウエイトを占めていると思います。

みやたんクエストはユニークな発想ですが、これも多くの方々に支持され、すばらしい結果、成果が得られたのではないのでしょうか。

その関係で、給食費無償化の財源確保や防犯灯の LED 化費用の確保など、町長の公約を任期中に成果として示されました。

そのような中ではありますが、次年度、令和 4 年度では、道路整備に町単独で 3 億円と、これまでにない予算をつけ、町民の安全確保が図られようとしています。

まず、ここ 10 年と比べて、予算的に町単独事業はどのような推移か、そして以前と比較すると思切った予算となるわけですが、今回の一般質問の要旨にありますとおり、令和 4 年度予定される道路整備事業はどのような計画か、まずお尋ねいたします。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) お答えいたします。

令和4年度は、町単独費の道路整備事業3億円の予算規模で予定しております。過去10年でも町単独費予算でこれだけの額が組まれたことはございませんでした。町単独の維持管理、修繕工事は、毎年約3,000万円から5,000万円ほどで、単独改良工事は、多い年でも約1億円前後の予算でありました。

道路改良事業におきましては、拡幅等により工事費のほかに測量設計調査費、用地購入費、物件補償費を含めた多額の予算が必要となるため、主に現在は、社会資本整備総合交付金事業や都市再生整備事業等、国庫補助を財源とした補助事業で実施してまいりました。

3億円の単独費の道路整備事業の実施に当たりましては、3つのポイントを重視し取り組んでいきます。

第1に、単なる補修にとどまらない道路改良、第2に、交通安全対策、第3に、福祉、教育の観点の道路。これらを整備の基本的な考え方とした上で、各地区からの要望、町の舗装長寿命化計画、維持修繕が頻発している箇所などを踏まえて、総合的に判断し、箇所を選定しております。

実施の主な箇所といたしましては、塩野区内線から浅間サンラインを結ぶ中籠西駒込線や塩野区内15号線など、20路線以上を計画しております。

町では現在、町単独道路事業のほかに、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金を活用した道路改良事業も進めております。

その中でも、近年、通学路での交通事故が全国的にもクローズアップされ、町でも通学路の合同点検や地元からの要望などを踏まえまして、通学路の交通安全に特化した道路改良を実施しており、西軽井沢地区と栄町地区の七口線、それと、シチズンマシナリー、中央記念病院前の谷地沢大塚線の歩道整備を含めた整備を進めています。

交通の円滑化、沿線の利便性の向上、活性化もさることながら、歩行者である小中学生や高齢者なども安心して通行できる道路の実現に向け、各交付金事業を取り入れながら、皆様の安心、安全につながる道路整備を、当面の間、3億円の予算を余すことなく活用して、継続的に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土哲雄議員。

○11番（小井土哲雄君） 課長答弁にありましたが、毎年3,000万から5,000万ほどで多い年でも約1億円前後、過去10年ですが、の予算であったことから、今回のその本気度が伝わるところであります。

町単独事業としては、令和4年度3億円ですが、社会資本整備総合交付金事業や国庫補助事業でこれまでもそれぞれの事業は進めてきましたが、事業に対する補助率が年々低くなる傾向の中で、雪窓向原線、ガードをくぐる七口線が社会資本交付金を充て昨年より始まりました。そして今回、大型整備事業は課長答弁のとおり、歩行者である小中学生や高齢者も安心して通行できる道路の実現に向けとありました。

そこで、平成24年第1回定例会、11年前の一般質問で、第4次長期振興計画について質問し、「小中学校の通学路、歩道の割合は」という質問をしております。11年前、当時の荻原教育次長は、このように答弁をしております。「これは、図面上で幹線道路だけですので、正確な数値ではなく、あくまでも参考」ということであります。

南小学校は、両側歩道が整備されている部分が3.8km、片側歩道が8.4km、歩道がない部分が6.1km。北小学校は、両側歩道が4.7km、片側歩道が4.8km、歩道がない部分が7.4km。

このようなことで、教育委員会としては、「通学路の全てに歩道が整備されていることは望ましいことではありますが、現状、厳しいものと考えています」と。「町においても道路改良に併せ、順次、計画的に整備されていくものと考えております」。このような答弁でございました。

先ほどの課長答弁にありましたが、現状でも通学路の交通安全に特化した道路改良を実施とあることから、11年前と比べて、道路整備にあわせて小学生の安全確保の観点から、どのくらい片側、両側歩道の整備が進み、把握しているか教育委員会にお聞きいたします。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） 平成24年当時と現在の通学路については、児童数の増減や学校に通う児童の家の場所によっても変わってきますので、通学路の歩道の整備率

を単純に比較することは難しいと考えますが、現状についてお答えさせていただきます。

現在、南小学校の通学路は全体で21.7kmで、平成24年に比べ3.4km伸びております。このうち歩道が整備されている部分は13.8kmで、平成24年に比べ1.6km伸びています。

一方、歩道がない通学路も3.4km増えています。歩道の整備率は63.5%でした。

北小学校の通学路は、全体で10.6kmで、平成24年に比べ6.3km短くなっています。このうち歩道が整備されている部分は7kmで、平成24年に比べ2.5km減少しています。歩道がない通学路も3.8km減少しています。歩道の整備率は66%でした。

先ほども申し上げたとおり、単純に平成24年と現在の通学路の状況を比べることはできませんが、今後も児童をより安全に通学できるよう、歩道の整備されている道路を通学路としていきたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土哲雄議員。

○11番（小井土哲雄君） 町道も11年間の間には大分延長になったかと思えます。その都度、安全な通学路へ変更してきたかと思えますが、元教育次長の答弁にありましたとおり、通学路全てに歩道が整備されていることは望ましいが、現状では厳しい。

「歩道の整理には、町において道路改良に併せ、順次、計画的に整備されていくものと考えています」とありました。今回の教育次長の答弁も変わりなく、そのような考え方であると考えます。

南小学校では、両側歩道が8ポイント増えています。片側歩道では10ポイント減り、歩道なしも3ポイントほど微増となっています。

北小では、児童数減少の関係もあり、通学路が短くなっているのではないかと考えられます。その関係か、両側歩道と片側歩道共に5ポイントほど改善されております。歩道のない通学路も10ポイント下がり、北小では児童の安全確保が図られているのではないかと考えます。

この質問をするに当たり、すぐに数字を示されたということは、教育委員会も気

にされているからこそ示された距離数ではないかと思います。今後も生徒児童の安全確保のため、片側・両側歩道が確保できるよう、工事を受け持つ建設水道課と密な連携を図ることを望みます。

ここで懸念されることは、昨年11月に、町長が係長以上に対して、令和4年度予算編成方針に際してということで、A4用紙に思いや方針を述べた資料が私の手元にあります。

この資料の中に多少触れますが、道路整備事業も含めた一般会計、全般に対しての思いなのでしょうが。途中からになります、「まず、収入を堅く見積り過ぎていることがいけません。収入を堅く見積もることは、予算規模が小さくなりますから、その分、役場としてその年度にできる事業が少なくなることとなります。本当は、もっとたくさんの事業ができるのに、収入の見積りや、やり方が悪いだけで仕事をしなくていい体制になってしまいます。一方で、支出のほうで過大な見積りが多いように感じられます。事業者の見積りで言い値になってしまっているケース、見積りの金額をそのまま競争入札の単価に採用して、本来かかる金額の3倍以上の予算額になったという情けないケースも先日あったばかりです。支出の見積りが大き過ぎると、やはりその分、ほかの事業に回す予算がなくなりますので、ほかに仕事をやらなくていいということになります。収入、支出、いずれも仕事をやらない言い訳のような内容になっているのが、町民のために働くという我々の一番の使命から遠ざかる要因となっています」。

その他いろいろございますが、町長はこのように述べております。

「支出も見積りが大き過ぎると、やはり、その分、他の事業に回す予算がなくなりますので、ほかに仕事をやらなくていいということになります」と述べているんですが、この部分で、道路整備事業で見ますと3億円の予算となります。町長の言う、ほかの事業に回す予算がなくなるとは、見積りもありますが、工事によっては多額の差金が発生します。こういった差金も含めて、予算3億円ではなく、実質3億円の事業実績を求めておられるのかなと思いますので、町長のお気持ちをお聞かせください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えをいたします。



1日に役場より実施しました記者レクの内容を受けた、信濃毎日新聞が3日に報じたところでありますが。道路予算に余剰が生じた場合、当初予算では予定していない路線に予算を回し、さらに仕事を進めていく仕組みを、新年度スタートさせるということでございます。

記者の皆さんは、コロナ前までは相当回数、飛行機に乗っておられたはずなので、実感が持てるように、道路のキャンセル待ち制度と、その場では分かりやすく説明したつもりですけれども。近しい方に、この制度の話をしてみたら、「それはキャンセル待ちって言うよりは、繰上げ当選方式のほうがしっくりくるんじゃないの」という声もいただいたところであります。

いずれにしても、これまでの役場の常識ではやってこなかったようなことだと思います。

大前提として、御代田町では土木事業者の皆さんのご努力により、低い入札率が保たれているということがございます。これはどういうことかといいますと、近年、土木工事の入札につきましては、役場の積算内容がそのまま反映できるようなソフトを使っている。また、自社でそれができなくても、そういった積算ができる会社に依頼するといったケースによりまして、最低制限価格が極めて高い精度で算出できる時代となりました。

そういった価格競争ができる前提としては、いわゆる談合が存在していないということもありますけれども、まさに御代田町は、そういった点でクリーンであると言えます。大変ありがたいことだと思っております。

そうしますと、当初予算に3億円を盛っておいても、入札を終えると、何千万円も余るということが簡単に予想できるわけでありまして。これまでは、予算が余っても当初予算どおりでお終い。あとは財政調整基金に貯めておけばいいという意識が、これまでの役場の中では当たり前であったように思います。

予算を余らせて、いわゆる黒字にすることが褒められるような役場文化もあったかと思えます。当然、経費を削減してやっていくっていうことは、とても大事なことでありまして、黒字であることが悪いわけじゃない、黒字であることがいいこともたくさんあるわけでありまして。けれども。

ただ、財政調整基金にお金が積み上がっていくことが健全財政運営であるというような考え方が、私の就任前までは主流だったのかなあと感じるところであります。

ですが、役場の常識は世間の非常識ともまま言われます。いつも町民のためにはどうしたらいいのかという観点で見直していく必要があります。

町内に直すべき道路は本当にたくさんあります。とてもこの3億円という金額で全てを直せるというほど少なくはありません。未舗装の道路もまだまだあります。

予算も余裕があるのに、当初予算にないから使えないということには、今後いけないということでもあります。経費の節減は重要ですが、予算が余ることがいつもいいこととは限らない。むしろ、役場がしていくべき仕事できていないということになってしまうのかなと考えています。

一方で、この予算の編成の仕組み上、例えば、最初から最低制限価格にあわせて予算を組むなんてことは、とてもできないわけでありまして。当初予算に3億円をはるかに超すような予算を最初から盛っておいてしまうと、それこそ今、小井土議員からのご指摘にもありましたけれども、3億円を超した予算を最初から積んでしましますと、ほかにやるべき事業に回す予算がなくなってしまうと、そういう問題もあります。

では、具体的にどういう形をとっていくかでありますけれども、予算額と入札額の差を入札差金といいます。これは、小井土議員もそのようにおっしゃっていただきましたけど、入札差金。予算額どおりに入札されることは、まずないわけでありまして、差金が生じます。この差金というのは、入札されるごとに積み上がっていきます。

この差金がもう一本工事ができる金額まで積み上がった時点で、次の道路にも着手していくという形で、次々と進めてまいります。そうしますと、年度の最後には、当初予算3億500万円に対し、さらに数千万円分の仕事をしていくことになるのかと思います。

工事が始まった時点で、路盤の深さが予定以上だったとか。実際には、入札内容以上にお金がかかることもあります。これ増工というふうに言います。「増える」に工業の「工」と書いて増工と言いますけれども。増工の余裕も必要だとは思いますが、いろいろこういった方式を進めていくに当たりまして、課題も出てくるだろうとは思いますが。

まずは1年で当初予算以上の仕事を必ずしていくんだということを意識づけし、また、ある程度予測できたところで段取りを先、先、進めていくというような意識

づけもしながら、町民の皆さんのお役により立てる体制としてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土哲雄議員。

○11番（小井土哲雄君） 確かに、これまでは財政調整基金に貯めると、何か、よくやったっていう、褒められたかは分かりませんが、そんな風潮があったかと思います。

今の町長の答弁にありましたけど、そうではなく使い切るといいますか、次の手、次の手を打つというような答弁でございました。全くそのとおりかと私も思っていますが、職員の皆さんは大変かもしれませぬけどね。

昨日の荻原議員の一般質問にもありましたけど、議会が認めた予算が執行されないっていうことは、よほどの理由がない限り芳しいことではございません。先ほどあった、町長がおっしゃるとおり、使われない予算は素早く補正し、次の事業を前倒して行うことができれば、スピード感あふれる行政団体となり、何よりも町民益となります。

本当に課長、大変だよ。大変なんだけど、私たち議会も一生懸命協力して頑張りたいと思っていますので。これまで以上、先を見ての作業になるので大変かと思いますが、頑張ってくださいと思います。

ただいまの町長の答弁にありましたが、3億円の事業費を全て使い尽くす予定ということですが、大きな事業では設計など時間がかかり、さらに工事完了に伴い金額の確定、そして支払いなど、とんとん拍子に運ばないと、工事差金をちょっとした舗装であったり、側溝工事などに回すことができません。

先を見越した作業が大変かと思いますが、町長と課長答弁にもありましたが、3億円の予算を余すことなくフル活用できる体制を、少人数であります、整えていただきたいということを強く求めたいと思います。

最後、この質問には最後になりますけれども、町長答弁にありました、「まず1年で、当初の予算以上の仕事をしていくことを意識づけながら」というような答弁でした。職員の皆さん一丸となって横の連携も取りながら、支えていって、御代田町のためになることを望みます。

続きまして、道路整備と併せて除雪・排雪の計画はあるのかをお聞きいたします。

平成26年、8年前の豪雪は、いまだ語り草となっておりますが、ここ数年落ち着

いた降雪が、2月に入り4度ほどありました。それこそ8年前を思い出す方も多くいられたかと思います。

私も2月10日から20日にかけて、駅周辺の除雪業者が入らない生活道路を4度、除雪機械による除雪のお手伝いをさせていただいたところですが、雪を押しつける場所がなく、往生する道路が大きく見受けられます。

除雪を受け持つ業者は、緊急車両の出動を優先のため、夜中から除雪作業に追われ、なおさら、そんな思いが強いのではと考えます。

令和元年第4回定例会一般質問で、「冬を迎えるに当たり、除雪体制は万全か」の中で、除雪に支障となる突起したマンホールのすりつけ作業もほとんど完了していただき、除雪作業の作業効率が上がり、スピード感と作業員の安全確保ができたのではと感じるところです。

皆さん、今年も見慣れた光景でしょうが、道路わきに除雪による雪の山が見受けられます。これを除雪業者のせいにしては、業者はたまったものではありません。以前、私が土木関係にいたから言っているわけじゃないですよ。緊急車両が通行できるように、塩カル散布も含めた、夜中からの作業をしているわけですから。

ご存じの方は分かると思いますが、グレーダーでは、歩道側に雪を押しつけることとなります。ペイローラーのバケット式です。バケットに入った雪を持ち上げて、必要な場所に排雪できます。また、バケット式でなくても、上側に押し上げるタイプもあります。

いずれにしても、グレーダー式では仕方がない部分がありますが、バケット式あるいは押し上げタイプであれば、排雪場所が除雪区間にあれば、脇にこぼれて、どうしても道路脇に山になる状況が緩和できるのではないのでしょうか。また、個人宅前に重機除雪時に山になる残雪を見て、冷たい視線で見られることも多少避けられるのではと考えます。

先ほど述べたとおり、緊急車両の通行確保が優先となりますので、町民の皆さんにおかれましては、ご理解を願いたいと思います。

そこで、道路整備に併せた除雪・排雪計画はあるのかを、まずお聞きいたします。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

道路整備に併せた除雪・排雪の計画については、町では毎年、除融雪業務を実施するに当たりまして、除融雪計画を作成の上、除融雪会議を、これは業者を集めてやるわけなんですけれども、除融雪会議を開催し、12月の区長会や広報などを通じまして、周知した上でこの業務に当たっているところでございます。

重機を使った除雪時には、多くの路線で迅速に除雪をするという必要があることから、道路わきに雪を寄せるということで、通行の確保も図ってはおりますが、作業時や除雪後の通路を確保するためにも、狭い道路を整備するということは意義のあることというふうに捉えております。

また、雪捨て場の開放。こちらは、あくまでも災害級の豪雪時に限ってのものとしておりますので、今年のような降雪の状況においては、例年どおり地域住民の皆様のご理解、ご協力の下で除雪業務にも当たっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土哲雄土議員。

○11番（小井土哲雄君） ただいま答弁にありましたが、雪捨て場の開放は、災害級の豪雪時に限って、それと今年のような降雪状況であれば、住民の皆様のご理解、ご協力を得たいということですが。

今回の降雪においても、近所の皆さんで協力し合い、雪かきをされている姿を見ますが、中には軽トラックに雪を載せて、どこかに運ぶ姿も見受けられました。どこに処分に行くかは分かりませんが、塩カルを含んだ雪が畑にないことを承知で仕方なく、自分の畑に持って行く方も、もしかしたらいるかもしれません。

町道の除雪一次路線でも、塩野区であったり、狭い道路も数多くあるのではないのでしょうか。そのような狭い路線で、除雪された雪が、脇に山盛りとなれば、そうでなくても、ふだんすれ違いが困難な状況ですから、なおさら車1台の車幅しか確保できなくなります。不便ですから、ご近所の方は少しずつ日当たりのよい道路に投げているか確認はしていませんが、想像はできます。緊急車両優先の考え方は当然ですが、すれ違いができなければ意味をなさない可能性があります。

また、通学路であれば、歩道がなく、仕方がなく道路を歩く姿も見受けられます。ですから、排雪が必要となるわけです。

地域の方のボランティアもお願いしたいところですが、交差点では横断歩道が山

盛りの雪で渡れない状況も見受けます。日当たりのよい、悪いで状況も違いますが、P T Aの皆さんであったり、それぞれの方により、横断歩道が渡れるよう雪かきがされている歩道もあれば、日陰で凍りつき、人力では困難な横断歩道も見受けられます。

除雪機械による雪の排雪場は、確かに現状の道路状況からすれば、適当な場所を確保することは難しいのでしょうか。今後、整備される新たな道路計画にあわせて、公園も整備される可能性がございます。

そのような公園が、冬場、利用者が少ない時期には、舗装された駐車場が雪捨て場として利用されるような計画を望むとしまして、横断歩道で雪が盛り上がり、歩行者が通行できないような場合は、防災・福祉の観点から、除雪業者に依頼し、排雪し、横断歩道の安全確保をすべきと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

今シーズン、非常に外気というか気温が低くて、また、2月の10日から、先ほども議員おっしゃいましたけれども、2月10日から20日にかけては、断続的に雪が降り続くなど、昨年度よりも降雪量が多かったため、町民の皆様にはご不便をおかけした場面もあったかというふうに思います。

また、安全面でも配慮とご指摘いただきましたけれども。特に市街地といいますか、駅周辺なども残雪処理なんかも大変かなというようなことは察するところではございます。

小井土議員からご指摘をいただきましたように、安全性を確保する上で、また除雪業者さんにも配慮をお願いし、場合によっては個別な対応も取らせていただくようにしていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土哲雄土議員。

○11番（小井土哲雄君） 顔を立ててくれたのか、力強い答弁ありがとうございます。

確かに、1回の雪で済めば、そんなことも必要ないかと思えます。ただ、先ほど来、話にある、10日で4回ほど雪が続くと、どうしても除雪された雪が、次へ次へというような形になって、もう重くなっちゃって、近所の皆さんも持ち上がらな

くなっちゃうとか、そうなって、それが冷え込みで固まっちゃったりすると、なおさらもう人力ではどうしようもない状況が生まれます。

そんなところで、課長、やってくれると認識しておりますので。本当に助かります。そのようにしてもらえれば、本当に皆さん助かると思いますので、ありがたく思います。

雪の関係でいいますと、消防車であったり、救急車であったり、多少、多少ということはないね、往生することもあるんじゃないかって考えます。そういった消防隊はスコップなんかも持って、自分たちでそれなりに作業しながら、入れないところは入ったり。

また、8年前です。豪雪のときには、役場に連絡があって、透析に行く方が家から出れないのでというようなお願いがあって、業者が行って、病院に行けるような状況をつくったとか。特別な、そういう事情もありますけど。いざというときに救急車が入れないとかそういうこともあったりするんで、いろいろ今回の道路整備で細い道も大分、緊急車両も通れるような計画になっていますので。町民の安心、安全、また消防課とも連携しながらやっていっていただきたいと思います。

8年前は、あまりの豪雪により、町営グラウンドを開放し、雪捨て場としたわけですが。仕方がない部分もあります。いろいろなものが入り、その後、グラウンドを使える状況にするのに、やまゆりグラウンドで1,110万円ほど、町営グラウンドでは1,550万円。あわせて2,660万円の費用がかかりました。

当時も町営グラウンドでは、雪捨ての際、入り口が掘れて状況が悪くなったので、舗装された駐車場側に雪捨て場を変更して対処しました。やはり、舗装された場所であれば、その後を考えれば芳しくありません。

今後、道路整備に併せて、多目的の舗装された広場ができることを想定しているんですが。そういった広場でスケボーなど楽しめる場所が将来できるかもしれません。そのような場所が、冬季期間は雪捨て場として使用できるような計画も考えていただきたいと申し上げ、私の全ての一般質問を終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告10番、小井土哲雄議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

断固抗議する決議案について――

○議長（五味高明君）　続きますして、議事日程第3号をお開きください。

日程第2　決議案第1号　ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議案についてを議題とします。

決議案はお手元に配付してありますとおりです。本案について、提案理由の説明を求めます。

小井土哲雄議員。

（11番　小井土哲雄君　登壇）

○11番（小井土哲雄君）　ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議案の提案理由を説明いたします。

我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、ロシアは令和4年2月24日、ウクライナに侵攻しました。子どもを含む民間人が死傷し、多くの人々が避難や国外退出国を強いられ、国際社会から非難の声が上がっています。さらに、稼働原発への軍事攻撃は許し難い暴挙であります。

このロシアによる一連のウクライナへの軍事侵攻に断固抗議するとともに、軍の即時撤回、国際法を遵守するよう、強く表明するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより決議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。決議案第1号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、決議案第1号　ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議案については、原案のとおり決しました。



これにて、本日の議事日程を終了します。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3 時 2 5 分